

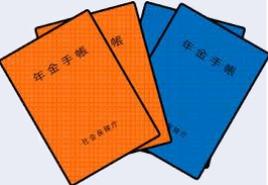
各種保険制度について

保険の種類	負担率	対象	内容
労災保険	全額会社が負担	パートタイム労働者やアルバイトも含め、原則としてすべての労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤の途中の事故 ・ 労働者の業務が原因のけが、病気、死亡 休業補償、治療費など必要な保険給付を行う公的な制度
雇用保険	労働者 5 / 1000 事業所 8.5 / 1000 毎年変更	① 1週間の所定労働時間が20時間以上 ② 31日以上雇用見込がある人 雇用形態に関わらず加入	失業してしまった場合には、基本手当の支給を受けることができます



雇用保険の率は、令和5年4月1日以降、15.5/1000にあがります。労働者負担 6 /1000 事業所負担 9.5/1000になります

各種保険制度について

保険の種類	負担率	対象	内容
<p>健康保険</p> 	<p>会社と労働者が半々で負担</p>	<p>適用事業所で働く労働者は加入者となる</p> <p>短時間労働や非正規雇用であっても1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上あれば加入させる必要がある</p> <p><u>4分の3未満</u>であっても</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付や手当金の支給 ・病院の窓口で払う額が原則治療費の3割
<p>厚生年金保険</p> 	<p>会社と労働者が半々で負担</p>	<p>①週の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②月額賃金が8.8万円以上</p> <p>③勤務期間が2か月以上見込まれる</p> <p>④学生ではない</p> <p>⑤従業員数101人以上の企業に使用されている</p> <p>2024年10月から従業員数51人以上に変更になります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を負った場合の「障害年金」 ・大黒柱が亡くなった場合の「遺族年金」 ・「老齢年金」